

## 以前届け出た駐車場の内容を変更する場合の届出について

### 1. 届出の時期

#### ・駐車場の出入口の位置を変更する場合

変更しようとする日の1ヶ月前までに届け出る。

届出から検査完了まで概ね40日を要するため。

#### ・その他の変更の場合

大田区では、変更しようとする日の1週間前までに届け出る。

ただし、路外駐車場管理規定のみを変更する場合は、変更した日から10日以内に届け出る。

### 2. 提出書類と部数（変更の内容により提出書類が異なります。）

変更の内容	提出書類と部数
管理者の変更(名称変更含む) ※代表者のみの変更については、届出を要しない	●路外駐車場設置変更届 …… 2部 ●路外駐車場管理規定一部変更届 …… 2部
管理者の住所等の変更	●路外駐車場管理規定一部変更届 …… 2部
駐車場の名称変更	●路外駐車場設置変更届 …… 2部 ●路外駐車場管理規定一部変更届 …… 2部
駐車場所在地の町名地番の変更	●路外駐車場設置変更届 …… 2部 ※管理規定に所在を掲載している場合は、管理規定一部変更届(2部)も必要
規模 構造 設備 } の変更	●路外駐車場設置変更届 …… 2部 ※ただし、出入口の位置を変更する場合は3部 (添付資料) ①駐車施設等の概要 ②変更事項に係る平面図 1/200以上(変更前と変更後が分かるもの) (下記は建築物の場合は添付する) ③立面図 2面以上 1/200以上(変更前と変更後が分かるもの) ④断面図 2面以上 1/200以上(変更前と変更後が分かるもの)
附帯業務の変更	●路外駐車場設置変更届 …… 2部 ●路外駐車場管理規定一部変更届 …… 2部
従業員数の変更	●路外駐車場設置変更届 …… 2部
駐車料金の変更	●路外駐車場管理規定一部変更届 …… 2部 (添付資料) ①理由書 ②指示された書類
供用時間 供用契約 } の変更 省令で定められた事項	●路外駐車場管理規定一部変更届 …… 2部

1 書類はA4の大きさ(平面図等の大版のものは折る)で提出してください。

2 提出書類のうち1部は審査終了後、副本として返却します。

3. 路外駐車場設置変更届出書について、変更しようとする事項についてはその隣に**朱書き**で追加してください。新たに追加する事項については、その事項を**朱書き**してください。

4. 規模、構造、設備を変更する場合は、現地検査を行います。(出入口の位置を変更する場合は、更に警視庁への照会も行います。)

路外駐車場設置 **(変更)** 届出書

平成 21 年 12 月 1 日

大田 区 長 殿

(駐車場管理者の氏名又は名称及び住所)

大田区蒲田 5 - 1 3 - 1 4

大田パーキング

代表取締役 大 田 一 郎 印

駐車場法第 12 条の規定により、次のように届け出ます。

1	駐 車 場 の 名 称	大田第一駐車場 <b>大田駐車場</b>				
2	駐 車 場 の 位 置	大田区蒲田 5 - 1 3 - 1 4				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	2,800.00 平方メートル 1,400.00 平方メートル				
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積(A+B+C+D)	9,479.00 平方メートル 1,400.00 平方メートル				
	a 建築物である部分	駐車の用に供する部分の面積(A)	一般公共の用に供する部分	四輪車(注)専用	3,106.50 平方メートル (駐車台数 247 台)	
				特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)	
				四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車	平方メートル 駐車台数 台
					特定自動二輪車	平方メートル 駐車台数 台
				小計	3,106.50 平方メートル	
				それ以外の部分	四輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)
					四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車
特定自動二輪車						平方メートル 駐車台数 台
小計				平方メートル		
車路等の面積(B)		4,754.50 平方メートル				
b 建築物でない部分	駐車の用に供する部分の面積(C)	一般公共の用に供する部分	四輪車専用	612.50 平方メートル 0.00 平方メートル (駐車台数 49 台) (駐車台数 0 台)		
			特定自動二輪車専用	平方メートル (駐車台数 台)		
			四輪車及び特定自動二輪車併用	四輪車	762.50 平方メートル 駐車台数 49 台	
				特定自動二輪車	駐車台数 40 台	
			小計	612.50 平方メートル 762.50 平方メートル		



第3号様式(第3条関係)

平成22年4月1日

(あて先)大田区長

駐車場管理者 住所 大田区蒲田5-13-14  
氏名 大田パーキング(株)  
代表取締役 大田 一郎 印

〔法人にあつては、その事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

## 路外駐車場管理規程一部変更届

駐車場の管理規程中、  
の項を平成22年3月29日から(下記・別紙)のとおり変更したので、駐車場法第13条第4項の規定に基づき届け出ます。

## 記

- 1 駐車場の名称 大田第一駐車場
- 2 駐車場の位置 大田区蒲田5-13-14
- 3 変更事項
- 旧 午前9時から午後10時まで
- 新 午前9時から午後11時まで

- (注) 1 本様式での変更事項届出の場合は正副2通を、別紙届出の場合は2部提出してください。
- 2 本様式変更事項の旧欄は黒字で、新欄は赤字で書いてください。
- 3 別紙届出で複数枚になる場合は、割り印を押してください。